

施設の利用には 登録が必要です

【利用者登録】

町田市のスポーツ施設を利用するためには、まちだ施設案内予約システムへの登録が必要です。登録には個人登録と団体登録があります。個人登録は、テニスコート利用を目的とした登録で、団体登録はテニスコート以外のスポーツ施設の利用を目的とした10名以上の団体での登録です。

【登録要件】

個人登録	市内在住	市内に在住する15歳以上の方 (中学生除く)
	市内在勤・在学者	市内に勤・在学の15歳以上の方 (中学生除く)
	鶴間公園のみ適用ルール	市内に在勤・在学に加え、市外に 在住の15歳以上の方(中学生除く)
団体登録	市内団体	構成員の10名以上が市内在住、在勤、 在学でうち5名以上が市内在住者の団体
	市外団体	市内団体の条件に当てはまらない、10 名以上の団体

※団体登録は1人1団体までの登録で、代表者・副代表者が成人であることが条件です。
※未就学児は団体登録の構成員にはなれません。

【登録種類別 申込み一覧】

個人登録	市内在住	抽選申込と空き施設の予約申込が可能
	市内在勤・在学者	空き施設の予約申込が可能
	鶴間公園のみ適用ルール	抽選申込と空き施設の予約申込が可能
団体登録	市内団体	抽選申込と空き施設の予約申込が可能
	市外団体	空き施設の予約申込が可能
	鶴間公園のみ適用ルール	市内、市外団体ともに、抽選申込と空き施設 の予約申込が可能

【登録方法】

下記の書類を持参して、裏面記載の登録窓口にて、個人登録の場合は本人、団体登録の場合は構成員として登録する方(代表者以外の方でも可能)が登録申請してください。個人登録の場合に限り、登録者の同居家族が代理人として申請できます。その場合は、申請者との続柄が確認できる書類と代理人の本人確認書類が必要です。

- 1 登録申請書 登録受付窓口で受け取るか、町田市ホームページからダウンロードしてください。
- 2 定形郵便分切手 団体登録時のみ必要です。
- 3 本人確認書類 団体登録の場合は登録者全員分が必要です。

個人登録	窓口受付後、その場で利用登録証を発行。登録後すぐに予約が可能。
団体登録	窓口受付後、約1週間で利用登録証を団体の代表者へ郵送。利用登録証が手元に届き次第、予約が可能です。



【本人確認書類の詳細】

必須書類	住所・氏名・生年月日が記載された公的書類(運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど)。
市内在勤・在学者	市内在住者と同様の書類に加え、町田市に勤・在学が証明できる書類(社員証、在職証明書、名刺、学生証など)。アルバイトやパートタイム勤務も登録可能。証明書類の種類によっては在勤確認のため、勤務先にお電話をさせていただく場合があります。

※団体登録の場合、申請者以外の構成員の本人確認書類は写しでも可能です。

【更新手続き】

利用登録証には有効期限があります(個人登録は登録の日から3年を経過した誕生日まで、団体登録は登録の日から3年間)。利用予定日が有効期限日を超えている場合、予約はできないため、更新手続きを行う必要があります。手続きは有効期限の3ヶ月前から受け付けます。下記の書類を持参して、裏面記載の登録受付窓口にて手続きを行ってください。個人登録はその場で手続きが完了しますが、団体登録の場合は数日を要します。

- 1 利用登録証
- 2 本人確認書類
- 3 登録申請書



まちだスポーツ施設 予約システム利用ガイド



町田市

申込みから利用まで

1 抽選申込 市内在住の個人登録者と市内団体のみ

受付期間	施設利用を希望する日が属する月の2ヶ月前の1日午前8時30分から10日午後10時までの10日間
申込数	1ヶ月につき、個人登録2件、団体登録5件まで申込み可能

※木曾中学校夜間校庭開放は、連続する4単位(1単位30分)以上で申込みください。この場合、申込み件数は1件です。※鶴間公園は全ての登録者の申込みが可能です。

2 抽選結果の確認および利用の決定

確認期間	抽選月の11日から月末
利用決定	当選した場合、利用の確定または、取消をしてください。上記期間内に操作しないと、当選が無効になります。

3 空き施設の予約申込

個人登録	利用する1ヶ月前の日の午前8時30分から先着順
市内団体	利用する1ヶ月前の日の午前8時30分から先着順
市外団体	利用する3週間前の日の午前8時30分から先着順
鶴間公園のみ適用ルール	全ての登録者について、利用する1ヶ月前の日の午前8時30分から先着順
申込数	抽選申込を確定した分を含め、個人登録2件、団体登録5件まで可能。ただし3週間前からは申込み件数の制限がなくなります。

※木曾中学校夜間校庭開放は、1単位(30分)での申込みが可能になります。当日分の申込みは午後5時までです。
※芹ヶ谷公園グラウンド、常盤公園、山王塚公園グラウンドの当日分の申込みは、午前6時までです。

4 利用当日の手続き

利用時刻までに、利用登録証をお持ちの上、各施設の受付窓口で手続きを行ってください。

5 申込みの取消・悪天候での使用中止

施設の利用取消を行う場合は、利用時間までに施設案内予約システムで手続きを行ってください。悪天候による使用中止の場合の手続きは不要です。使用中止の判断は、利用開始時刻の30分前に各施設で行いますので、各施設にお問い合わせください。

6 キャンセルに伴うペナルティ

ペナルティの対象となるキャンセルをすると、そのキャンセルをした利用予定日が属する月の翌々月の施設申込みの操作に制限がかかります。ペナルティの対象となる取消は、「利用日の3週間前の日午前0時からのキャンセル」および「無断キャンセル」です。(予約後60分未満のキャンセルを除く)また、利用開始時刻後の取消は、全て無断キャンセル扱いになります。利用開始時間を30分過ぎる場合は、ご連絡ください。ご連絡いただけない場合は予約を取り消します。

例)7月分のペナルティが2pt以上になると、9月に抽選申込操作(11月分の抽選申込)および空き施設の予約申込の操作(利用日が2週間前を除く)が行えません。

【ペナルティの区分】

ペナルティのpt数	ペナルティの内容
ペナルティ1ptで…	(団体のみ適用)ペナルティ期間中の抽選申込・空き施設の申込可能件数が1件減ります。
ペナルティが2pt以上 ついてしまうと…	ペナルティ期間中の抽選申込・空き施設の申込ができません。ただし利用日の2週間前から制限なく申込みことができます。
悪天候による使用中止の場合	ペナルティ対象になりません。

【ペナルティの数え方】

利用日3週間前経過後のキャンセル1回	1pt
無断キャンセル1回	2pt



施設の利用についてよくある質問

Q.1

システムを使用する際に必要なログインパスワードを忘れてしまいました。どうすればよいでしょうか?

➡登録者本人(団体登録の場合は構成員)が本人確認書類持参で登録受付窓口にお越しください。パスワードの初期化を行います。

Q.2

利用日の1ヶ月前の空き施設の予約について、5月31日のように前月に31日がない月(4月は30日まで)は、いつから予約可能ですか?

➡前月に31日がない場合は、当月1日が予約開始可能日です。たとえば、5月31日は5月1日が予約開始可能日です。なお、うるう年を除いて3月29日～31日の予約開始可能日は3月1日となります。

Q.3

屋外施設の利用中、悪天候によって利用ができなくなった場合は返金してもらえますか?

➡利用開始時間の半分以上を過ぎる前に、悪天候により施設利用が中止となった際は、施設利用券をお返します。次回利用時にご利用ください。

『まちだスポーツ施設予約システム』とは

『サークルのみんなでサッカーがしたい!』『友達とテニスがしたい!』という時に、わざわざ施設まで行かなくても、インターネットや電話でスポーツ施設の空き状況を確認したり、予約することができる便利なシステムです。

利用・申込みは以下の方法で

インターネット スマートフォンをお使いの方はこちら
<https://www.pf489.com/machida/>



携帯電話
<https://www.pf489.com/machida/mobile/>



電話(音声自動応答サービス)
042-724-5489 ※通話料がかかります
 ご利用の際にはホームページに掲載のある電話用利用者ガイドブックをご覧ください。

各施設に設置されている利用者端末でも利用できます

お問合せ 町田市文化スポーツ振興部スポーツ振興課 TEL 042-724-4036

まちだ施設案内予約システム で検索!

2021年4月発行

